

(指定登録機関の名称の変更等の届出)

第二条 法第三十九条の十一第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録関係事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録関係事務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

2 指定登録機関は、登録関係事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において登録関係事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
- 三 新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任)

第三条 指定登録機関は、法第三十九条の十一第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名
- 二 選任し、又は解任しようとする年月日
- 三 選任又は解任の理由

2 前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 選任に係る役員の略歴を記載した書類
- 二 選任に係る役員の法第三十九条の十四第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書（事業計画等の認可の申請）

第四条 指定登録機関は、法第三十九条の十二第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第三十九条の十二第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録関係事務規程の認可の申請)

第五条 指定登録機関は、法第三十九条の十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録関係事務の実施に関する規程を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第三十九条の十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録関係事務規程の記載事項)

第六条 法第三十九条の十三第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録関係事務の実施の方法に関する事項
- 二 登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 登録関係事務を行う事務所に関する事項